

公立大学法人神戸市看護大学図書情報センター委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第28号

公立大学法人神戸市看護大学図書情報センター委員会規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学図書情報センター委員会規程（2020年4月1日規程第20号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>公立大学法人神戸市看護大学<u>図書情報センター委員会規程</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程(2019年4月規程第1号)第6条第1項の規定に基づき神戸市看護大学の図書等の学術情報資源の適切な活用及び<u>情報システムの整備運用並びに図書情報センターの運営管理</u>に関して審議調査するため、<u>学長の下</u>に公立大学法人神戸市看護大学<u>図書情報センター委員会</u>(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。</p> <p>(1) <u>図書情報センター長</u></p> <p>(2) <u>図書情報センター副センター長</u></p> <p>(3) <u>学長が指名する教員</u></p> <p>(4) <u>総務・施設担当理事が指名する職員</u>(前号の教員を除く。)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 <u>委員長は図書情報センター長を、副委員長は図書情報センター副センター長をもって充てる。</u></p> <p>3, 4 (略)</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p style="text-align: right;"><u>図書館</u></p> <p><u>運営</u></p> <p><u>図書館</u></p> <p><u>図書館</u> <u>図書館運営</u></p> <p><u>図書館長</u></p> <hr/> <p>(2) (3) <u>事務局長</u></p> <p><u>委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が指名する。</u></p>

(改正前)	(改正後)
<p><u>(部会)</u>  <u>第5条 委員会は、その定めるところにより、図書部会及び情報部会を置くことができる。</u>  <u>2 図書部会及び情報部会に属すべき委員は、委員長が指名する。</u>  <u>3 図書部会及び情報部会にそれぞれ部長を置き、部会長は部会を代表する。</u>  <u>4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。</u>  <u>5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</u>  <u>6 委員会は、その定めるところにより、図書部会又は情報部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。</u>  <u>(招集及び聴取)</u>  <u>第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。</u>  <u>2～6 (略)</u>  <u>7 第1項から前項までの規定は、部会の議事に準用する。</u>  <u>(所掌事項)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>5</u></p> <hr/>
<p><u>第7条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。</u>  <u>(1) 図書情報センターの管理運営に関する事項</u>  <u>(2) (略)</u>  <u>(3) 情報システムの整備及び運用に関する事項</u>  <u>(4) 情報資産の管理に関する事項(公立大学法人神戸市看護大学情報セキュリティ委員会の所掌に属するものを除く。)</u>  <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、図書及び情報に関する事項</u>  <u>(議事録の作成)</u></p>	<p><u>6</u></p> <p><u>図書館</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>(3)</u></p>
<p><u>第8条 委員長は、委員会を開いたときは、議事録を作成しなければならない。</u>  <u>2 前項の規定は、図書部会及び情報部会に準用する。</u>  <u>(庶務)</u>  <u>第9条 委員会の庶務は、経営管理課図書情報係において、処理する。</u>  <u>(施行細則の委任)</u>  <u>第10条 (略)</u></p>	<p><u>7</u></p> <hr/> <p><u>8</u></p> <hr/> <p><u>9</u></p>

(改正前)	(改正後)
附 則 (略) _____ _____ _____	附 則 <u>この規程は、2025年4月1日から施行する。</u>